国立大学財務・経営センター　大学財務経営研究
第７号（2010年12月発行）　pp. 137-153

国立大学法人の収益事業の可能性

斉　藤　徹　史

目　　次

国立大学法人の性格
独立行政法人との関係
国立大学法人法22条１項の検討
収益事業と文部科学大臣の関係
国立大学法人でのＰＦＩ事業
国立大学法人法とＰＦＩ法の関係
ＰＦＩ運営業務の可否
おわりに

国立大学法人の収益事業の可能性

斉　藤　徹　史*

Legal Feasibility Study on Japanese National Universities' Auxiliary Enterprises

Tetsushi Saitoh

平成16年の国立大学の法人化は、わが国の高等教育制度に大きな変革をもたらすものであった。すなわち、明治10年の東京大学設立以来、国家により直接的に設立・運営された国立大学が、国立大学法人法のもとで設立・運営される体制へと移行したのである。

法人化により、学長の選考方法や教員の身分関係など制度的な見直しは多々行われたものの、とりわけ大きな制度変更を伴ったものの一つに、ファンディング・システムがある。かつての国立大学は、国の予算制度のもとでの硬直的な運用は否めなかったが、法人化後には運営費交付金が「渡し切り」で交付され、各大学の裁量の幅が拡がることとなった。

とはいえ、ファンディング・システムは柔軟になったものの、国立大学法人の財政事情そのものは一段と厳しさを増している。例えば、運営費交付金を充当して行う業務について１％の業務の効率化を図ることが求められ、これに伴い、運営費交付金は１％相当額が減額されている[1]。その結果、平成16年度から20年度までの４年間に約600億円が削減された（丸本 2009, 35）。また、「運営費交付金対象事業費から運営費交付金対象事業収入（自己収入に相当）を控除した額が運営費交付金として国立大学に配分されるという建前にも関わらず、法人化後の運営費交付金の減少を自己収入の増加でカバーできない大学が半数以上に上っている。競争的資金の増加分を加えても、((調査対象の)) ４割弱の大学が、運営費交付金の減少をカバーすることができていない」（二重括弧内引用者補足）との調査結果もあり（浦田 2010, 155）、法人化に伴うファンディング・システムは、国立大学法人に必ずしも良好な結果をもたらしたとはいえないようである。そこで、各大学は、財源のいっそうの確保が必要となり、授業料収入・入学金収入・検定料収入・附属病院収入のほかに、自己収入に資する何らかの収益事業で財源不足を補おうと考えるのは至って自然ともいえる。

しかし、国立大学法人は、いうまでもなく教育研究機関であり、その機能や役割に照らせば、収益事業には限界があるはずである。そして、その限界は、国立大学法人法22条１項の「業務の範囲」を検討することで明らかになるものと思われる。

そこで、本稿は、同法22条１項が定める「業務の範囲」の解釈を通じて、国立大学法人の収益事

＊　財団法人総合研究開発機構研究員、国立大学財務・経営センター客員研究員

業が許容されるための条件を検討する。また、その解釈の妥当性を検証するために、国立大学法人の施設整備を民間事業者の資金や技術によって行うＰＦＩ（Private Finance Initiative）を例にとり、国立大学法人でのＰＦＩ事業の運営業務について、その業務内容の適否を考える。

国立大学法人の性格

（１）国立大学法人の法的性格

国立大学法人に可能とされる業務の範囲を検討する前に、国立大学法人法の全体像を踏まえる必要がある。

国立大学とは、国立大学法人法によって設立される国立大学法人が設置、運営するもので（同法２条１項、22条１項１号）、同法別表第一の第二欄に掲げられている大学をいう（４条２項）。一方、学校教育法が定める国立大学とは、国立大学法人を含む国が設置、管理し、国立大学法人を含む国がその経費を負担する大学をいう（学校教育法２条１項、２項、５条）。このことから、国立大学法人法上の国立大学とは、国が法律で掲げた大学を、国立大学法人が設置したものと観念して、国立大学としたものであり（国立大学法人法２条２項）、学校教育法上も、国立大学法人を国に含めることによって、国立大学は、引き続き法人化後も国が設置し、管理し、経費負担する大学という特徴を維持した（市橋 2006, 168）ということになる。

国立大学法人の「国が設置し、管理し、経費負担する」との特徴は、国立大学法人に行政主体性を認める根拠となる。行政主体とは、「行政上の権利義務の主体」あるいは「行政を行う権能を与えられた法主体」をいうが、これは、①法人格を有する点において、行政主体の構成部分を成すにすぎない「行政機関」と区別され、②何らかの「国家的事務」を行う点において、私企業等一般の私的法主体と区別される（藤田 2005a, 21）。また、国立大学法人法は、国立大学法人に法人格を付与することで、民商法上の権利能力主体として行動する権能を包括的に与えることになるが、その活動範囲は、あくまでも法の定める「業務の範囲」に限定されることになる。

（２）大学の自治との関係

国立大学は、その法人化後も大学の自治が保障されることに変わりはない。大学の自治とは、憲法23条の学問の自由の保障のなかに当然のコロラリーとして含まれ、それは、「大学における研究教育の自由を十分に保障するために、大学の内部行政に関しては大学の自主的な決定に任せ、大学内の問題に外部勢力が干渉することを排除しようとするもの」をいう（芦部 2007, 162）。その法的性質について、通説は「制度的保障」であるとする。すなわち、権利・自由の保障と密接に結び合って一定の「制度」を保障し、「立法によってもその核心ないし本質的内容を侵害することができない特別の保護を与え、当該制度それ自体を客観的に保障」するものである（芦部 2007, 84）。言い換えれば、制度的保障としての性格をもつ大学の自治につき、その「具体的内容は法律によって規律されることを妨げるものではないが、単なる法律により当該制度を廃止したり、その本質的内容に及ぶ制約を加えることはできない」のである（樋口ほか 1984, 554）。

大学の自治の内容は、管理運営に関して大学構成者が自主的決定権をもち、もって大学における学問研究の自由を確保するものである。この自主的決定権の対象として、具体的には、教員人事、研究・教育の内容・方法・対象、予算管理がある（伊藤 1985, 289)。

さて、国立大学法人法には、大学の自治への配慮が制度的に設けられている。すなわち、教育研究の特性への配慮（３条)、国立大学法人評価委員会の設置（９条)、学長の任命手続（12条１～７項)、中期目標策定手続（30条）などの各条項がそれである。これに関連して、中期計画は大学が独自に作成することでは足りず、文部科学大臣の認可を求める必要がある（31条１項）ことにつき、大学の自治に反し、違憲ではないかとの主張がある[2]。しかし、中期計画は、運営費交付金などの予算措置の資料となるもので、国は、財政事情と大学の意向とをすり合わせる必要がある。このような制度設計は、財政民主主義に由来し、学問の自由や大学の自治に反する運用を行えば違憲のおそれが生じるものの、認可制そのものが違憲とまではいえないと解される（中村 2004, 6)。

独立行政法人との関係

国立大学法人は、国立大学法人法35条が独立行政法人通則法の規定を準用することからも明らかなように、独立行政法人と密接な関係にある。

独立行政法人とは､「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」(通則法２条１項）をいう。この制度は、国が自ら行う必要がないであろう、行政の「企画立案機能（業務)」と区別された意味での「実施機能（業務)」に、独立した法人格をもたせ、内閣府設置法および国家行政組織法がカバーする領域の外に出すこと（垂直的減量）を目的とする。しかし、「実施機能（業務)」にあたる業務のなかにも、「業務自体が確実に行われることが絶対に必要であるもの」、「民営化したのでは確実な実施が保障されないもの」があり、これらは、民営化になじまないものとして独立行政法人としたのである（藤田 2005a, 147)。そして、この名称をみれば、立法者は、「国からは『独立』に、しかし、『(国の）行政』を行う『法人』として性格付ける」ことを明らかにしたといえ、行政主体と認めうる（藤田 2005b, 95)。

独立行政法人通則法と国立大学法人法は、通則法と個別法の関係にあるかとの議論がある。両者が一般法と特別法の関係にあることを否定し[3]、かつ、「国立大学法人は、独立行政法人通則法に定める『独立行政法人』ではなく、専ら国立大学法人法に根拠を有する固有の法人」であり、「このようなシステムがとられたのは、主として、国立大学における『教育研究の特性』に配慮し（参照、同法３条)、国立大学の自主性・自律性・専門性等を尊重する趣旨」と解するのが一般的である（藤田 2005a, 153)。

独立行政法人は、国からの運営費交付金などを受給するだけでなく、自らの努力によって独自の自己収入[4]を得ることができる。ただし、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年４月27

日、中央省庁等改革推進本部決定）は、「独立行政法人の業務等が国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため」、「独立行政法人が行う業務は、個別法令により定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限られるものとする」としたことから（Ⅲ３（２））、自己収入の獲得方法は限定的である。

そして、従来の特殊法人等の根拠法では、法人が「目的」を達成するために必要な業務（目的達成業務）であれば、これを認める条項を設けていた。しかし、その曖昧な規定ぶりから業務の具体性に欠け、ともすれば自己増殖的に業務の膨張を招いてきたことから、独立行政法人ではこのような規定は設けず、個々の業務を明確化するように求めている（独立行政法人制度研究会 2002,76）。

国立大学法人法 22 条１項の検討

国立大学法人における収益事業の許容性は、国立大学法人法22条１項の「業務の範囲」の解釈に左右される。22条１項とは、以下の規定である。

（業務の範囲等）

第二十二条　国立大学法人は、次の業務を行う。

一　国立大学を設置し、これを運営すること。

二　学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

三　当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

四　公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

五　当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六　当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。

七　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

同法をみると、条文の構造は、１項１号から６号で各種業務（本来業務）を掲げ、それぞれに関連する「附帯業務」（７号）を認める形となっている。「附帯業務」とは、「主たる業務」に伴ってなされる業務をいい、「主たる業務」と切り離されてそれ自体が完結した業務として行われるものは、附帯業務に含まれない（国立大学法人法制研究会 2009,220-16）。この条項については、「外部人材（事務スタッフを除く）」全員を対象としたアンケートで、「遊休施設や土地などの不動産活用による新規事業を始めるには、国立大学法人法22条による『業務の範囲等』の制約があることから、思い切った手が打てない」との意見がだされるなど（本間 2009,171）、各大学の自由で進取に富んだ取り組みを萎縮させる原因となっているおそれがある。

国立大学法人において、収益事業を行うことはそもそも認められるのだろうか。収益事業を否定した規定はなく、かつ、否定する積極的な根拠も見当たらない状況のもとでは、特段否定する必要はないと考える[5]（国立大学法人法制研究会 2009,220-16）。

では、22条１項の「業務の範囲」を超える収益事業は可能であるか。「業務の範囲」として法が与

えた能力を超えて法人が行為を行うことはそもそも不可能であり、そのような収益事業は行い得ないと考える。また、各個別独立行政法人法によっては、必要があれば、本来目的に即して行われる本来業務の他に、別に項を立て、本来業務の遂行に支障のない範囲内で行うことができる業務として、法人の目的の範囲を超える業務（目的外業務）を認める場合があるが[6]（独立行政法人制度研究会 2002, 171）、国立大学法人法では当該規定がなく、国立大学法人には目的外業務は認められないと解する。国立大学法人法制研究会（2009, 219-13）も、「たとえ本来業務の遂行に支障がない範囲内であっても、本条に定める国立大学法人の本来目的以外の業務を行うことはできない」として、この目的外業務を否定する。なお、22条１項に規定された業務以外の業務を行った場合は、その違反行為をした国立大学法人の役員は20万円以下の過料に処されることが規定されている（40条４号）。

さて、国立大学法人法制研究会（2009, 220-16）は、収益事業の具体的な例示として、大学の研究成果の普及・活用としての出版事業、特許権による収入、農産物の売却収入、大学の設置運営の一環としての食堂・売店・駐車場等の収入、教育研究活動の一環としてのコンサルティングや教材開発に係る収入等を挙げる。そこで、これらを例に、22条１項に基づく収益事業の構造を考えてみよう。

大学の研究成果の普及・活用としての出版事業、特許権による収入、農産物の売却収入は、22条１項５号の適用が考えられるケースであるが、大学の設置運営の一環としての食堂・売店・駐車場等の収入や、教育研究活動の一環としてのコンサルティングや教材開発に係る収入は、食堂等収入は１号（国立大学の設置運営）の附帯業務（７号）であり、コンサルティング等収入は３号（受託等による教育研究活動）の附帯業務（７号）と解される。ここから、収益事業には、１号から５号の本来業務そのものにあたるケースと、７号の附帯業務にあたるケースの２種類のあることがわかる。そして、前者のケースは、特定の収益業務が本来業務に含まれるかどうかであるから、各号の文理に照らした解釈によって判断することになる。しかし、後者のケースは、本来業務とは別の範疇にある附帯業務の該当性の問題である。特定の収益事業が「主たる業務」である本来業務に「伴ってなされる業務」といえるか、その判断は容易ではない。そこで、「伴ってなされる」といえるかについて、その判断基準を定立する必要がある。

思うに、ある収益事業が附帯業務に当たるかは、国立大学の法人化の趣旨である、「国の権限を明確化し限定することにより各国立大学法人等の自主性、自律性を高める」（国立大学法人法制研究会 2008, 208-13）ことに照らし、本来業務の健全な運営に資するため、本来業務の運営に相当因果関係があり、かつ、本来業務の「従たる業務」として行われているといえるかで決めるべきである。すなわち、①収益事業と本来業務に相当因果関係があり、かつ、②本来業務に附帯するものであるか、によって判断する必要がある[7]。

①の相当因果関係の判断方法について検討すると、「本来業務がなければ、収益事業もなかった」であろう関係（事実的因果関係）があれば、因果関係は原則として存在することになる。しかし、これでは収益事業の範囲があまりに広がり、妥当性を欠く場合が生じる。そこで、一般的に妥当な結果を導くために、「相当性」との基準を用い、因果関係の及ぶ範囲を限定する必要がある。そして、その相当性判断には、国立大学法人法そのものに加え、関係法令の趣旨や規定、判例、関係省庁の

出した告示[8]や通知[9]、関係省庁に設置された審議会などの答申や報告など、多様な資料を判断材料として検討すべきである。

一方、②の本来業務に附帯するものであるか、との判断は、本来業務に対して「従たる業務」といえるかを検討するものである。つまり、双方の「程度」の問題として、「主たる業務」である本来業務と「従たる業務」である収益事業とが、まさしく主従関係にあることが必要である。この場合、収益事業によって得る収入が､国からの運営費交付金に依存しなくても賄えるほどに達していれば、「国立大学法人」である必要性が乏しいと判断される可能性が高くなり[10]、民営化や廃止を検討することになる。したがって、国立大学法人の収益事業とは、運営費交付金を通じて税が投入されている国立大学法人として、儲けすぎでも採算割れでもない、「納税者に説明して納得される程度」ということになる。なお、国立大学法人法制研究会（2009, 220-16）は、国立大学法人の収益事業では、「収益をあげることを直接の目的とするものではないことから、国立大学法人が公的法人であることに照らして、（対価は）適当な水準であることが求められる」（括弧内引用者補足）としている。

収益事業と文部科学大臣の関係

さて、国立大学法人が行う具体的な収益事業に問題があるなどとして、文部科学大臣は国立大学法人に関与できるか。このことは、国立大学法人の経営の自主性との関係が問題となる。

かつての国立大学は、専門的な学術の研究・教育を行う使命に鑑み、旧文部省設置法によって、大学の運営に関しては、文部大臣は指導と助言を行うに止まり、法令に別段の定めがある場合を除いては､「行政上及び運営上の監督を行わないものとする」とされた（同法６条１項および２項参照）。これらの規定自体は、平成13年１月６日の省庁再編、そして各省設置法からのいわゆる「権限規定」の削除という方針により削除されたが、この法理そのものが否定されたわけではない（藤田 2005a, 81）。したがって、この法理に反する文部科学大臣の関与は、現在もなお原則として違法となる。

では、文部科学大臣による違法な関与があった場合、国立大学法人は訴訟を提起することができるか。行政主体性のある独立の法人と国との関係は、原則として法律関係と捉えるべきで、国立大学法人に憲法上大学の自治が保障されていることからすれば、その侵害には、法律上の争訟性を認めて、訴えを提起できるとされる（塩野 2006a, 112）[11]。

国立大学法人でのＰＦＩ事業

ここまでで、国立大学法人において収益事業が許容される条件について論じ、その判断基準の提示を試みた。そこで、この基準の具体的適用について、ＰＦＩ事業の運営業務を例に考える。

ＰＦＩ（Private Finance Initiative）とは、「従来、政府や自治体等の公共部門が対応してきた公共施設等の整備を、適切な官民役割分担の下に民間の資金や能力・ノウハウを活用することによってより効率的に行おうとする考え方」である（冨澤・藤森 2003, 1）。そのスキームは、従来の公共事

業は、政府が設計・建設・管理運営会社などと個別に契約を結び、その対価を税や公債発行などによって支払うものであったが、ＰＦＩは、政府が設計・建設・運営・資金調達を民間部門に契約によって委ね、事業のためだけに設立された特別目的会社（ＳＰＣ：Special Purpose Company）が事業全体を取りしきることになる。そして、民間部門の財源は、ＳＰＣが金融機関から融資を受け、その後のサービス提供段階で、施設の利用者からサービス料を徴収するなどして返済し、10年～30年の事業期間中に、サービス料を計画どおりに徴収できれば、民間部門としては採算が取れることになる。また、ＳＰＣの資金回収方法には、利用者からサービス料金を徴収する独立採算型や、政府がサービス購入者となって料金を支払うサービス購入型などがある（冨澤・藤森 2003,29）。

国立大学法人でも、すでにＰＦＩの実績が積み重ねられている。その背景には、大学施設の深刻な老朽化や狭隘化の改善への切実な要請とともに、財源不足の解消の要請がある。平成13年に閣議決定された「第２期科学技術基本計画」は、科学技術振興のための基盤の整備として、大学等施設の老朽化・狭隘化の改善を国の最重要課題と位置づけ、施設整備に関し、５年間で緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、実施することを求めた。これを受けて、文部科学省は、「国立大学等施設緊急整備５か年計画」（平成13年度から５か年）を策定し、国立大学等施設の重点的・計画的整備を図ることとした。その後、平成18年に閣議決定された「第３期科学技術基本計画」も、大学の施設・設備の整備促進は「公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある」、「国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる」などとし、「第２次国立大学等施設緊急整備５か年計画」（平成18年度から５か年）は老朽施設の再生を最重要課題として取り上げた。

文部科学省は、良質で低廉な施設整備手法であるＰＦＩに注目し、平成12年度から検討を開始して、平成14年の「熊本大学（本庄）発生医学研究センター施設整備事業」がその先駆けとなった。平成21年度末までに、改修等業務を含む事業を除くと[12]、実施方針は全国の各国立大学で21件が公表されている（表１参照）。そして、これまでの事業内容をみると、その特徴として、次の２点を指摘できる。

まず、事業方式のほとんど全てがＢＴＯ（Build-Transfer-Operation）方式を採用している点である。ＢＴＯ方式とは、民間事業者が施設を設計・建設後に行政に譲渡し、その後、民間事業者は施設を運営して公共サービスを提供するものである。一方、これと対比されるＢＯＴ（Build-Operation-Transfer）方式では、民間事業者が施設を設計・建設し、所有したまま公共サービスを提供してから、事業終了後に施設を行政に譲渡することになる。

次に、運営業務がそもそも存在しない事業が多数であり、存在してもその内容が至って単純な点である。これにつき、水田（2006,41）は、国立大学法人での当初のＰＦＩ案件は、ごく一部を除いて、「設計と建設が終わるとすぐに所有権は公共部門（国）に移管され、その後12～13年間は施設の保守点検や警備、清掃など、ごく小規模のサービスが続くＢＴＯ方式の案件ばかり」で、このような事業方式に対し、「ハコモノお掃除ＰＦＩ」との揶揄があると指摘する。そして、「これでは、民間事業者の創意工夫を発揮できるところは乏しく、ＰＦＩ事業として実施したメリットはほとんど見当たらない。建設投資にともなう一時多額の支出が延べ払いになるというキャッシュフローの期

間平準化だけが目的だったと推測することもできる」と評する。

表１　国立大学法人におけるＰＦＩの実施状況

事　　業　　名	方　式	ＶＦＭ	日　付	整備・維持管理以外の業務
熊本大学（本庄）発生医学研究センター施設整備事業	ＢＴＯ	約８％	14.9.27	既存施設の解体撤去業務
京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業	ＢＴＯ	21.8％	14.9.30	－
京都大学（南部）総合研究棟の施設整備事業	ＢＴＯ	約5.3％	14.9.30	－
大阪大学（石橋）学生交流棟整備等事業	ＢＴＯ	約9.7％	14.10.2	学生交流棟内の食堂・喫茶・売店などの運営等業務
九州大学（元岡）研究教育棟Ⅰ施設整備事業	ＢＴＯ	約14.2％	14.10.8	－
金沢大学（角間Ⅱ）附属図書館等棟施設整備事業	ＢＴＯ	約6.3％	14.10.10	図書館等棟内の特別食堂の運営業務
政策研究大学院大学施設整備等事業	ＢＴＯ	約9.2％	14.10.18	－
東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業	ＢＴＯ	約9.2％	14.10.18	－
東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業	ＢＴＯ	約8.4％	14.10.18	－
東京大学（駒場Ⅱ）駒場オープンラボラトリー施設整備事業	ＢＴＯ	約4.3％	14.10.18	運営補助業務（来訪者受付、ヘルプサービスなど）
岐阜大学総合研究棟施設整備事業	ＢＴＯ	約15％	14.10.30	－
筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業	ＢＴＯ	10.1％程度	14.11.29	－
神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業	ＢＯＴ	約１億円	14.12.2	運営業務（自動車整理、駐車整理料徴収、安全管理）
九州大学（元岡）生活支援施設ウエストⅡ、学生宿舎Ⅰ施設整備等事業	ＢＴＯ	約2.8％	16.4.30	生活支援施設ウエストⅡでは運営業務（<u>暫定的な食事提供、学生食堂・喫茶・店舗等の運営</u>）、学生宿舎Ⅰでは運営業務（受付支援、<u>コインランドリー設置</u>）、<u>各事業者提案業務</u>
東北大学（三条）学生寄宿舎整備事業	ＢＴＯ	約6.5％	16.5.17	運営業務（管理、ヘルプデスク、傷病人への対応、寄宿舎費等徴収代行、<u>生活品レンタル</u>、<u>朝食提供</u>、<u>インターネット接続</u>、<u>自販機設置</u>、<u>付帯事業</u>）
東京大学（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業	ＢＴＯ ＢＯＴ	約5.5％	16.5.28	①北館（教育研究施設部分）は学校事務、教育研究補助業務、②北館（福利厚生施設部分）は購買、書籍業務、③南館（食堂ＡＢＣＤ部分）の食堂運営業務
九州大学（伊都）実験施設整備事業	ＢＴＯ	約1.3％	17.11.18	－

事　　業　　名	方　式	ＶＦＭ	日　付	整備・維持管理以外の業務
東京大学（海洋研）総合研究棟施設整備等事業	ＢＴＯ	約7.6％	19.4.9	－
東京工業大学すずかけ台Ｊ３棟整備等事業	ＢＴＯ ＢＯＴ	約2.0％	21.2.27	－
京都大学（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等施設整備事業	ＢＴＯ ＢＯＴ	約7.2％	21.3.24	①レンタルラボ部分の運営、②事業対象施設（カフェテリア部分）で行う附帯事業（必須）の運営（福利厚生等のサービス提供）、③附帯事業施設で行う附帯事業（事業者提案）の運営
東京大学（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）施設整備事業	ＢＴＯ ＢＯＴ	約8.3％	21.4.6	①レンタルラボ部分の運営、②福利厚生部分で行う附帯事業の運営（物販・軽食等のサービス提供）

※事業名に「改修」「再開発」とあるものを除く。
※内閣府ＰＦＩ推進室ホームページに平成21年度末までに掲載されているものを対象とする。
※表中の「ＶＦM」の数値は、「特定事業の選定」掲載のものであり、「日付」は実施方針公表日、「整備・維持管理以外の業務」は、「入札説明書」掲載のものである。
※「整備・維持管理以外の業務」の項の下線部分は独立採算によることを示す。

しかし、表１をみると、例えば「京都大学（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等施設整備事業」など、最近の運営業務は、かつてのものと一線を画する。これは、文部科学省が、ＰＦＩ事業においても全面的な国費での施設整備には限界が生じ、事業のあり方そのものを見直したためと考えられ、実際、山崎（2008, 17）は、「今後の国立大学法人におけるＰＦＩ事業の考え方」の項目で、①「独立採算制の高いＰＦＩ事業の推進」として、「学生宿舎（留学生含む）、駐車場、福利厚生施設、産学連携施設等、一定の事業収入が得られ、独立採算性の高い事業については、導入効果が見込まれることから引き続き推進する。その際は、ＢＯＴ方式の活用についても検討する」、事業スキームは「原則、事業収入（寄宿料、施設使用料）等を財源とする事業」、②「新たな事業スキームによるＰＦＩ事業の推進」として、「大学法人の自助努力を主体とする事業の導入を図る」、事業スキームは、「原則、大学法人の資金（寄附金、補助制度の活用、事業収入）等を財源とする事業」などとしている[13]。また、「プロジェクト研究推進型ＰＦＩ事業の目的と考え方」の項目（ただし、当該資料の作成当時は概算要求中であった）では、「外部資金や競争的研究資金等による施設利用料を基に整備するプロジェクト研究スペース等と、国費を基に整備する教育研究基盤施設を一体的にＰＦＩ方式で整備し、良好な教育・研究環境を早期に研究者へ提供する」とする。

国立大学法人法とＰＦＩ法の関係

国立大学法人のＰＦＩ事業において、運営業務の内容の可否を考えるにあたっては、国立大学法人法の趣旨と、民間部門のノウハウの活用によってサービスの質の向上とコストの削減を図るという、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ法）の趣旨を合わせて判断する必要がある。民間事業者としては、ＰＦＩ法の趣旨に沿い、自らのノウハウを活用する

ためには、業務内容に制約のないことを求めるのが通常である。しかし、国立大学法人のＰＦＩ事業は、運営業務のサービス提供の主体がどうであれ、キャンパス内で、しかも国立大学法人が発注

図１　国立大学法人等における維持管理・運営業務のカテゴリー分類

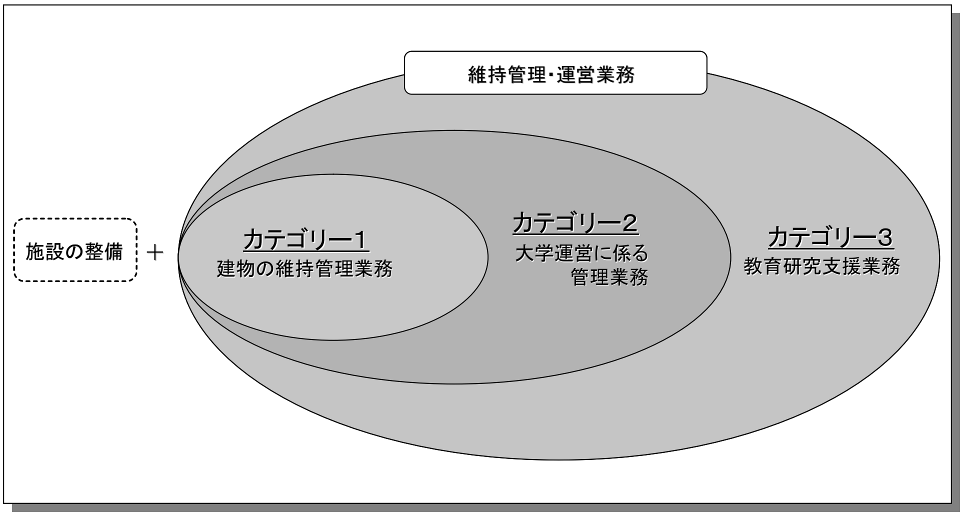

出所：「国立大学法人等施設整備ＰＦＩ事業について」（文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課整備計画室）

者たる地位にあるＰＦＩ事業の一環として行われるものであるから、国立大学法人法22条１項の「業務の範囲」の制約を完全に免れることはできないものと解される。そこで、国立大学法人法とＰＦＩ法の調整が必要となる。

ところで、この問題に関しては、すでに文部科学省による一定の検討が行われている。文部科学省（2007, 77）によると、同省は、「基本方針」のなかで、「事業の範囲」を、「民間事業者の自主性を尊重し、法律による規制や施設整備・運営上の効率性等から、大学が自ら実施しなければならないものを除き、基本的には民間事業者に委ねることを前提とする」、「国立大学等を想定した場合の、具体的な事業範囲の検討に際しては、①民間事業者の創意工夫ができるだけ発揮できるような事業範囲とすること、②現在行われている国立大学等の業務内容を踏まえ事業の範囲を設定することが肝要である」としている。また、同じく、文部科学省（2007, 78）によれば、同省大臣官房文教施設企画部計画課整備計画室の作成した「国立大学法人等施設整備ＰＦＩ事業について」は、「大学等ＰＦＩ事業の対象となりうる維持管理・運営業務」を３つのカテゴリーに分類し、具体的にどのような運営業務が許されるか、その大まかなイメージを示している（図１参照）。これによると、「カテゴリー１：建物の維持管理業務」は、施設の一般的な維持管理業務で、具体的には清掃や保守点検などが含まれ、「カテゴリー２：大学運営に係る管理業務」は、大学の施設ごとに内容が異なる管理業務で、主な業務として、図書館・運動場・食堂・駐車場など関連施設の管理運営や情報システムの導入・管理などがあり、「カテゴリー３：教育研究支援業務」は、教員や学生の実験補助などの業務で、情報処理教育用端末の管理、学生実験や動物飼育等の準備後片づけ等があるとする。そして、各カテゴリー内の具体的業務は、ＰＦＩ事業の対象となるか、財政面、事業性、技術面、物理面、

制度面、実態面、実現面の視点から検討を行うとしている（文部科学省 2007,2-1-7)。これに対し、文部科学省（2008）は、「民間収益施設において実施される業務及び用途については、ＰＦＩ法で具体的に制限しているものでないことから、それらが国立大学法人法第22条第１項各号……に規定する業務に必ずしも該当するものでなくても差し支えないが、国立大学法人等の公共性に鑑み、その土地等の用途又は目的を妨げない限度において、合築又は併設として事業を実施することにより生ずる効果や影響等を総合的に考慮した上で国立大学法人等において必要性・妥当性の判断がなされることとなる」とする。

思うに、両者のバランスを図るなか、国立大学法人法の解釈を重視するあまり、民間事業者のノウハウを活用しようとしないのであれば、あえてＰＦＩ事業を導入する必要はない。文部科学省（2007）では、「基本方針」における判断枠組みが基本的に妥当であるにもかかわらず、「国立大学法人等施設整備ＰＦＩ事業について」では、「基本的には民間事業者に委ねる」としつつ、３つのカテゴリーで表わされる「業務の範囲」をかなり限定的に捉えることとしている。したがって、ＰＦＩ法の趣旨を十分に活かしているとはいえず、文部科学省（2007）は疑問であり、文部科学省（2008）に沿って運営業務を考えるべきである。とはいえ、この通知は、「国立大学法人法第22条１項各号……に規定する業務に必ずしも該当するものでなくても差し支えないが」としつつ、「総合的に考慮した上で国立大学法人等において必要性・妥当性の判断がなされることとなる」というに止まり、国立大学法人の判断に資する基準が格別示されているわけではない。さらに、同通知の「貸付等が可能な事例」においても、既存の事例と思われる内容が掲げられ、ここから具体的な示唆を得ることは容易ではない。したがって、各国立大学法人が行う判断では、結局のところ、本来業務（22条１項１号～５号）にあたるものを選ばざるをえない可能性がある。

ＰＦＩ運営業務の可否

ＰＦＩでの運営業務は、民間事業者によって行われるものの、それに国立大学法人法の規制が及ぶことはすでに述べた。そこで、運営業務の内容を考えるにあたっては、先の収益事業の判断基準を用いることが一案である。

（１）判断資料の整理

因果関係の相当性の有無を考えるには、関連法に加えて、判例や各種答申なども参考にして多面的に検討する必要がある。そして、ＰＦＩ事業は公共施設の整備に関するものであることから、発注者である国立大学法人の役割や、その施設の意義や機能などについても併せて検討する必要がある。

まず、国立大学法人は、国や地域、国民などから果たしてどのような役割を期待されているのだろうか。学校教育法83条は、大学の目的に関し、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」と定める。また、例えば、文部科学省（2005）は、「大学は教育と研究を本来的な使命としているが、同時に、大学に期待

される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献（地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与）の重要性が強調されるようになってきている」とし、加えて、「このような新しい時代にふさわしい大学の位置付け・役割を踏まえれば、各大学が教育や研究等のどのような使命・役割に重点を置く場合であっても、教育・研究機能の拡張（extension）としての大学開放の一層の推進等の生涯学習機能や地域社会・経済社会との連携も常に視野に入れていくことが重要である」という。さらに、文部科学省（2009,3）は、国立大学法人に「創造性豊かな人材養成に寄与するとともに、独創的・先端的な学術研究を推進するなど、我が国の高等教育と学術研究の中核を担ってきた。また、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供するとともに、生涯学習の実現や地域社会の活性化に貢献するなど、重要な役割を果たしてきた」としている。このように、国立大学法人は、教育研究を行ってきただけでなく、全国の地域社会の活性化や地域住民の豊かな生活づくりに貢献する、重要な役割を担ってきたということができる。

次に、国立大学法人の施設は、どのような意義や機能を期待されているのだろうか。

文部科学省（2009,3）は、国立大学法人の施設について、「我が国の未来を担い『知』の創造・継承・発展に貢献できる人材を育む場、イノベーションの創造へと導く独創的・先端的な学術研究を推進する場として、知的創造活動や知的資産を継承し活性化させるための適切な環境を整える必要がある。また、国立大学法人等のキャンパスは、多様な人々が集い、交流を育む場でもあることから、人間性、文化性に配慮したゆとりと潤いのあるキャンパス環境の形成は欠かせないもの」であり、また、「国立大学法人等の施設は、高度化・多様化している教育研究活動の展開を図っていく上で極めて重要な役割を担っているだけでなく、産学官連携や研究交流の促進、国際化の推進、生涯学習社会の実現、社会貢献等を果たしていく上での礎として、これらにふさわしい機能や質的水準を備えた施設の整備充実を図っていくことは、我が国を成長・発展へと導くものである」としている。ここから、国立大学法人の施設は、もはや、教職員や学生が使用するためだけの「内部」用ではなく、地域住民や地方公共団体などの「外部」にも開かれた、国民全体の共有財産としての意義や機能のあることがわかる。

なお、国立大学法人の施設に関する法令の適用であるが、国立大学法人は国とは独立した存在であるから、たとえ公用に供していても国有財産法の適用がない。しかし、行政主体の管理する施設が公用に供されている限りは公物法の一般理論が及ぶので、行政主体たる国立大学法人は公物管理権を行使することになる。とはいうものの、管理権を行使する根拠法が特段存在しないため、公用物としての制約を受けつつ、基本的には民事法により規律されることになる（塩野 2006a,353）。

（２）検討

では、先の基準に沿って、ＰＦＩ事業での運営業務の適否について具体的に考える。学内で飲食業と保育業を営む運営業務を例とする。

飲食業について、例えば、学内での食堂経営は、１号の大学設置・運営に伴う教職員や学生に対する福利厚生の一環として、本来業務との間に因果関係がある（大学を設置・運営しても、食事が

できなければ円滑な教育活動は困難である。)。そして、教職員や学生に対するサービスは、文部科学省（2009,3）のいう「ゆとりと潤いのあるキャンパス環境の形成」に資するもので、社会通念上も不合理とはいえず、相当性が認められる。よって、両者の間には相当因果関係があると解する。

続けて、学内で、いわゆる居酒屋を営むことはどうか。この場合も、食堂と同じく、教職員や学生の福利厚生の一環という点では本来業務と因果関係はある。しかし、相当性があるといえるかについては、慎重な検討が必要である。すなわち、居酒屋を開設すれば、飲酒酩酊の者や高吟放歌する者などが現れ、大学施設の「知的創造活動や知的資産を継承し活性化させるための適切な環境」（文部科学省 2009,3）に資するものといえるか、疑問である。とすれば、居酒屋経営は、本来業務と因果関係はあるものの相当性を欠き、相当因果関係が認められないとの結論になる。

保育業はどのように考えられるか。この場合、学内の教職員や学生・院生の抱える乳幼児を、キャンパス内で民間事業者が預かることは、１号の大学設置に伴う教職員や学生・院生に対する福利厚生の一環として、その因果関係を認めることができる。このことは、「ゆとりと潤いのあるキャンパス環境の形成」（文部科学省 2009,3）や、女性の研究活動の環境整備に資するもので、相当性もある。したがって、本来業務と保育業の間に相当因果関係があるものと解される。一方、広く全国をみれば、待機児童の発生は深刻な状況にあり、地域の地方自治体はその解消に努めている。このような地域のニーズに応え、学外の住民に対し、民間事業者と大学が協働して、大学の保育に関する研究成果を保育業に活用することは、本来業務（５号）との間に因果関係があるといってよい。そして、学外への開放は、国立大学法人が「地域の教育、文化、産業の基盤を支え」ており、その施設が「社会貢献等を果たしていく上での礎」である（文部科学省 2009,3）ことに鑑みれば、相当性がある。したがって、国立大学法人内外を対象とした保育業には、１項１号や５号との間に相当因果関係があるものと考える。そして、学外の地域住民にとって、国立大学法人の特徴である公共性の高さに鑑みれば、当該保育業に対する一定のニーズが見込まれ、採算性も確保できると思われる。

しかし、先の図１に照らすと、学内の教職員や学生・院生の支援を目的とするならば、保育業は「カテゴリー２：大学運営に係る管理業務」に含まれることとなるが、学外との地域連携としての意義を踏まえると、これに相応しいカテゴリーはない。そこで、新たに「カテゴリー４」として、例えば、「大学が地域や住民から期待される業務」を加える必要がある。

また、本来業務に附帯するものであるかについては、食堂営業と保育業の運営では、あくまでも本来業務に対して「従たる業務」に止めるよう、利用価格や収益性、事業規模などを適正な水準に抑える必要がある。

以上の検討を経ることで、これらは22条１項７号の附帯業務にあたり、ＰＦＩ事業の運営業務として可能なものと判断されることになる。

なお、同じく教育施設である公立の初等・中等教育施設においても、ＰＦＩ事業は実施されている。この分野では、施設の複合化などが行われているほか、運営業務についても、多目的スペース、特別教室等を活用した社会教育事業（カルチャースクール、図書館等）や文化事業（美術展、コンサート等)、体育館、プール等を活用した社会体育事業（スポーツクラブ、水泳教室等）などが想定されるとしている（村瀬 2005,27)。

おわりに

国立大学法人に収益事業を認めることの裏返しとして、各大学は事業性リスクを負うとともに、結果責任もまた問われることになる。したがって、国立大学法人のもつ高い公共性に照らすと、甘い需要予測や利用者数予測などは、厳に慎む必要がある。

そして、国立大学法人が収益事業に対して慎重な態度を示すことを否定するものではないが、現状は、国立大学法人が国立大学法人法の文理に忠実であろうとするあまり、事業活動に萎縮しているかのような印象を受ける。

各国立大学法人は、高い教育研究成果を生み出すことに加え、地域とともに歩み、地域の期待に応えるために、国立大学法人がもつ多様な機能や役割を改めて認識し、自主性・自律性が発揮された活動を行う必要がある。

注.

1 効率化係数の理解について、通念に疑問を呈するものに、(永山, 2009, 47)。なお、同稿によると、より詳細には、日常の教育研究活動を支える「教育研究経費」などに関し、設置基準上必要とされる専任教員の給与費相当額を除き、前年度の1%(効率化係数)に相当する額を減額することになる。

2 例えば、立山(1999, 72)は、「主務大臣による業務計画の設定と指示。これが教育研究に関する自主決定権に反することはいうまでもない」という。

3 塩野(2006a, 92)参照。

4 自己収入とは、「独立行政法人が実施する業務の対価のことを指しており、受託収入、手数料収入、入場料収入等を総称する概念」をいう(岡本, 2008, 447)。

5 かつて、文部科学省(2001, 13)は、「業務の範囲については、公私立大学との使命や機能の分担にも十分留意しつつ、国立大学としての目的を達成するために必要な業務は、各大学の自主的な判断により、できる限り広範に展開できるよう配慮する」とし、続けて業務の具体例を挙げたうえで、「教育研究に密接に関わるものの、種々の制約から現行では大学自ら実施しがたい業務についても、法人化に伴い大学の業務として実施できるようにする」とした。そして、収益事業については、「国立大学法人(仮称)が、①独立採算制を前提とせず、国の予算による所要の財源措置が行われること、②その事務・事業も公共上の見地から実施されるものであること、などを考慮し、本来の教育研究等の業務に密接に関わる事業に限定して行う」としていた。

6 各個別独立行政法人における目的外業務としては、例えば、研究機関がその研究施設を自らの研究目的のためだけでなく、他者の求めに応じて利用に供することなどが想定される(独立行政法人制度研究会, 2002, 170)。

7 国立大学法人の附帯業務の該当性判断は、従来、事例の蓄積のなかで検討していたが、基準の定立に際しては、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」(昭和27年9月29日、自乙発第245号)が参考となる。同通達は、「附帯する事業とは、地方公営企業の経営に相当因果関係をもちつつ地方公営企業に附帯して経営される事業をいうものであること」とし、これを基に、山野ほか(2005, 165)は、附帯事業の該当性判断は、「①地方公営企業の経営に相当因果関係があり、②かつ、地方公営企業に附帯して経営される事業であるかどうか」をメルクマールとして掲げる。
また、「地方公営企業の附帯事業について」(平成元年6月26日、自治企一第71号)は、相当因

果関係が認められる場合として、附帯事業が、①本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合、②本来の事業に係る、土地、施設等の資産や知識、技能を有効活用する関係にある場合、③本来の事業の実施により生じる開発利益に着目し、これを本来の事業の健全な運営に資するため吸収する関係にある場合を挙げる。そして、附帯事業につき、「本来の事業の健全な運営に資するために行われるものであるから、本来の事業に支障を生ずるものであってはならないことはもとより、十分な採算性を有することが必要であること」などを求めている。

8　例えば、「文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件」（平成20年８月20日、文部科学省告示第141号）は、私立学校法に基づく学校法人が可能な収益事業の種類について定める。そこでは、「経営が投機的に行われるもの」、「規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの」など6項目を掲げ、これらに該当しないことを求めている。

9　例えば、法人化前の国有財産法適用下のものであるが、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年１月７日、蔵管第１号）は、施設の使用収益の許可基準として、「国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあること」、「行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項」として「公序良俗に反し、社会通念上不適当であること」などの項目に該当しないことを挙げる。

10　藤田（2005b, 300）は、2001年に刊行された講演録のなかで、「例えば経営赤字をおそれるあまりに、ともかくも多数の学生を入学させることを第一義とする。学生の人気を取るために、徹底的にレジャーランド化した大学経営が行われるようになる。仮にこれが事業としては如何に大当りをしたといたしましても、そういうものを民営化せず、依然として独立行政法人として国の財政支出を続けるという意味が果してあるか。これは甚だ疑わしいという評価がなされることになるであろう、ということであります」と述べている。

11　市橋（2006, 168）も同様に、法律上の争訟性を充たすとする。

12　本稿は、ＰＦＩ事業の新規の施設整備を念頭に、運営業務に民間部門の自由なアイデアをどこまで活かせるかを検討する意図があるため、あえて改修等を含む事業は除いた。

13　文部科学省(2010）も、新たにＰＦＩ事業を検討する際には、「大学法人の自助努力を主体とする新たな事業スキームによる事業」や「一定の事業収入が得られる独立採算性の高い事業」を基本とするとしており、山崎（2008）の方針に大きな変更はみられない。

引用・参考文献.

芦部信喜 2007,『憲法（第4版）』岩波書店。

市橋克哉 2006,「国立大学の法人化」『公法研究』68号。

伊藤正己 1995,『憲法（第3版）』弘文堂。

浦田広朗 2010,「国立大学法人の財源移行」国立大学財務・経営センター研究部編『国立大学法人の経営・財務の実態に関する研究報告書』。

岡本義朗 2008,『独立行政法人の制度設計と理論』中央大学出版部。

木内徳治 2008,「国立大学法人制度の特徴」『季刊行政管理研究』121号。

君塚正臣 2009,「国立大学法人と『大学の自治』」『横浜国際経済法学』17巻3号。

国立大学法人法制研究会 2008～2010,「国立大学法人法コンメンタール」『文部科学教育通信』201号～（連載中)。

桜井徹 2004,「ニュー・パブリック・マネジメントと民営化」『商学集志』日本大学商学部創設100周年記念号。

塩野宏 2006a,『行政法Ⅲ（第3版）』有斐閣。

塩野宏 2006b,「国立大学法人について」『日本学士院紀要』60巻2号。
塩野宏 2007,「国立大学法人について」『日本学士院紀要』61巻3号。
立山紘毅 1999,「国立大学の独立行政法人化」『法学セミナー』540号。
独立行政法人制度研究会 2002,『独立行政法人制度の解説（改訂版）』第一法規。
冨澤幸弘・藤森克彦　2003,『知っておきたいＰＦＩ法（改訂版）』財務省印刷局。
中川義朗 2005,「国立大学法人に関する若干の考察」日本財政法学会編『財政法講座２・財政の適正管理と政策実現』勁草書房。
中村睦男 2003,「学問の自由と大学の自治の新たな課題」憲法理論研究会編『憲法と自治』敬文堂。
中村睦男 2004,「国立大学法人化と大学教育の新たな展開」『大学教育学会誌』26巻2号。
中村睦男 2008,「国立大学の法人化と大学の自治」北海学園大学法学研究43巻3･4号。
永山賀久 2009,「法人化とファンディング」『IDE』2009年6月号。
野田崇 2004,「自治体と収益事業」芝池義一ほか『行政法の争点（第3版）』。
樋口陽一ほか 1984,『注釈日本国憲法（上巻）』青林書院。
藤田宙靖 2002,『行政法学の思考形式（増補版）』木鐸社。
藤田宙靖 2005a,『行政組織法』有斐閣。
藤田宙靖 2005b,『行政法の基礎理論（下巻）』有斐閣。
本間政雄 2009,「国立大学法人化」『名古屋高等教育研究』9号。
水田健輔 2006,「国立大学におけるＰＦＩの活用とその課題」『大学財務経営研究』3号。
宮脇淳・梶川幹夫 2001,『「独立行政法人」とは何か』ＰＨＰ研究所。
村瀬剛太 2005,「公立学校施設整備ＰＦＩ事業について」『公共建築』47巻2号。
文部科学省 2001,「新しい『国立大学法人』像について(中間報告)」。
文部科学省・国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議　2002a,「新しい『国立大学法人』像について」。
文部科学省・今後の国立大学等の施設管理に関する調査研究協力者会議 2002b,「『知の拠点』を目指した大学の施設マネジメント」。
文部科学省・今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議 2002c,「国立大学等施設に関する点検・評価について」。
文部科学省・中央教育審議会 2005,「我が国の高等教育の将来像（答申）」。
文部科学省 2007,「国立大学法人等施設のＰＦＩ手法による事業実施効果の評価及び法人制度を踏まえた今後の推進方策の調査研究報告書」(みずほ総合研究所への委託調査)。
文部科学省 2008,「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の土地等の貸付等について」(大臣官房文教施設企画部計画課ほか発、平成20年9月24日、事務連絡)。
文部科学省・今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議 2009,「知の拠点－我が国の未来を拓く国立大学法人等施設の整備充実について（中間まとめ)」。
文部科学省 2010,「国立大学法人等ＰＦＩ事業の考え方（平成22年度概算要求に向けて)」文部科学省ホームページ掲載。
丸本卓哉 2009,「地方国立大学の立場から」『IDE』2009年6月号。
山崎雅男 2008,「文部科学省におけるＰＦＩ事業の現状と今後の進め方について」文部科学省ホームページ掲載。
山野岳義ほか 2005,『地方自治行政の実務と理論』ぎょうせい。
山本清 2004,「国立大学の財務と法人化の課題」『大学研究』30号。
山本隆司 1999,「独立行政法人」『ジュリスト』1161号。
山本隆司 2001,「行政組織における法人」小早川光郎・宇賀克也編『行政法の発展と変革（上巻)』

有斐閣。
山本隆司 2008,「民営化または法人化の功罪（上・下）」ジュリスト1356・1358号。
吉田善明 2009,「大学法人（国立大学、私立大学）の展開と大学の自治」『法律論叢』81巻2・3合併号。
―2002,「特集・国立大学等施設整備の新たな展開」『文部科学時報』1516号。
―2003,「特集・国立大学におけるキャンパス整備」『大学と学生』461号。

脱稿後、文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」（2010年7月15日）に接した。